



妊婦・産婦健康診査・乳児健康診査(1か月児健診)を 県外または委託契約外の助産院で受けられる方

高梁市では、県外や多胎妊娠等で受診した妊婦・産婦健康診査、乳児1か月児健診を、無料券を使わず受診した際の費用について償還払い(払い戻し)を行います。

※ただし、岡山県医師会との委託額が上限(裏面参照)

払い戻し対象

県外や助産院で受けられた方

健康診査受診日に市内に住所を有する妊産婦および1か月児で母子保健ガイドの無料券を使うことができない県外の医療機関や委託契約外の助産院で妊産婦健康診査及び1か月児健診を受けられた方が対象となります。

多胎妊娠

双子や三つ子を出産の方で妊婦健康診査の追加受診(5回まで)が対象となります。

※次のような場合は払い戻しの対象外です

- 妊婦・産婦健康診査無料券を使用した受診での差額の自己負担費用
- 健康保険適用の診療
- 妊娠判定のための診療等

申 請 方 法

○申請期間○

出産日から1年以内に申請してください。

○申請に必要なもの○

- ・申請書
- ・母子健康手帳
- ・通帳の写し
- ・印鑑(朱肉のいるものに限る)
- ・領収書と明細書の写し
- ・未使用の受診券(県外等での健診に該当する回の受診券。可能であれば、医療機関で結果を記入してもらってください。)

申請書は健康づくり課で配布しています
(ホームページからもダウンロード可)

高 梁 市

健康づくり課 電話21-0228・21-0267